

福島県針刺し事故等予防投薬実施要領

1 目的

「針刺し後のH I V感染防止体制の整備について」(平成11年8月30日付け健医疾発第90号及び医薬安第105号、厚生省保健医療局エイズ疾病対策課長及び厚生省医薬安全局安全対策課長通知)に基づき、県内の医療機関等において、H I V抗体陽性もしくは非常に強く陽性が疑われる患者の医療行為時に針刺し事故等が発生した場合、速やかに予防薬を服用することで当該者のH I V感染を防止するため、県内の治療拠点病院にこれらの予防薬を配置する。

2 実施主体

福島県

3 対象者

県内の医療機関の従事者であって、H I V抗体陽性若しくは非常に強く陽性が疑われる患者(以下「暴露源患者」という。)の医療行為を行い、医療事故があった者。

4 配置する薬剤等について

薬剤名	服用方法(1日あたり)	1カ所当たり配置量
RAL(アイセントレス)	1日2回、1回1錠	60錠
TDF/FTC(ツルバダ)	1日1回 1錠	30錠

※事故が発生した場合は、対象者一人あたり4週間投与する。ただし、薬剤が不足する場合には、**地域医療課**で調整のうえ治療拠点病院間で薬剤の授受を行う。なお、治療拠点病院間の薬剤の搬送は、状況に応じ各保健所が行う。

5 予防薬を配置する病院

エイズ治療拠点病院とする。(別表のとおり)

6 予防薬管理担当者の選任

治療拠点病院は予防薬管理担当者を選任し、予防薬受領後速やかに予防薬管理担当者報告書(様式1)により**地域医療課**に報告する。

なお、予防薬管理担当者を変更した場合も同様に報告する。

※予防薬管理担当者は、**予防薬の適切な管理が可能**な者とする。

7 予防薬の提供方法、針刺し事故等発生報告

(1) 治療拠点病院以外の医療機関等において、暴露源患者の医療行為時に針刺し事故等が発生した場合には、当該医療機関は、治療拠点病院のうち、最も早く受診することができる病院に連絡を取り、対象者を受診させる。受診する際には、(様式4)及び(様式5)を治療拠点病院に提出し、予防薬の提供を受ける。治療拠点病院の予防薬管理担当者は、対象者に対し、速やかに予防薬を提供する。

なお、対象者が、治療拠点病院に受診できない場合は、予防薬の提供を受けることのみでも可能とする。この際にも、(様式4)及び(様式5)を治療拠点病院に提出する。

(2) 治療拠点病院の予防薬管理担当者は、第1回目の投薬後速やかに管轄保健所に針刺し事故発生報告書(様式2)により報告する。

(3) (2)の報告を受けた保健所は、速やかに地域医療課に報告する。

(4) 治療拠点病院において針刺し事故等が発生した場合にも、予防薬管理担当者は、対象者に予防投与後、(2)、(3)による手続きを行う。

※上記のうち管轄保健所とは、管轄内に予防薬配置病院(治療拠点病院)を有する保健所をいう。

8 予防薬の管理方法

(1) 予防薬は、室温保存で、他の薬剤とは分けて保管する。

(2) 治療拠点病院の予防薬管理担当者は、予防薬を使用後に予防薬受払簿(様式3-2)に記入し、速やかにその写しを管轄保健所に送付する。

(3) 送付を受けた管轄保健所は、速やかに地域医療課に送付する。

(4) 地域医療課では、予防薬の使用状況を見ながら予防薬を速やかに補充する。

(5) 地域医療課では、予防薬を購入した場合、治療拠点病院間で薬の授受があった場合等には、予防薬受払簿(様式3-1)に記入し薬の流れを管理する。

(6) 治療拠点病院において、緊急その他やむを得ない事情により、HIV感染防止以外に予防薬を使用した場合は、同病院が速やかに使用した分を補充し、併せて地域医療課にその旨報告する。

(7) 治療拠点病院は、予防薬の使用期限が過ぎたものは廃棄するとともに、そのことを管轄保健所を通じ、地域医療課に報告する。

(8) 地域医療課は、(7)で廃棄された予防薬相当分を補充配置する。

(9) 上記(1)～(8)により難しい事情が生じた場合には、地域医療課と治療拠点病院との間で、その都度協議する。

附則

この要領は、平成10年2月2日から施行する。

この要領は、平成11年4月27日から施行する。

この要領は、平成12年5月1日から施行する。

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

この要領は、平成20年6月18日から施行する。

この要領は、平成22年1月25日から施行する。

この要領は、平成23年7月4日から施行する。

この要領は、平成27年5月28日から施行する。

この要領は、平成27年12月1日から施行する。

この要領は、平成28年1月1日から施行する。

この要領は、令和3年3月3日から施行する。

別表

予防薬配置病院一覧 (エイズ治療拠点病院)

カバーする 地区	病 院 名	所 在 地	管轄 保健所
県北 相双	公立大学法人福島県立医科大学附属病院	福島市光が丘 1	県北
県中	太田総合病院附属太田西ノ内病院	郡山市西の内 2-5-20	県中
県中	太田総合病院附属太田熱海病院	郡山市熱海町熱海 5-240	県中
県中	独立行政法人国立病院機構福島病院	須賀川市芦田塚 13	県中
県中	湯浅報恩会寿泉堂総合病院	郡山市駅前 1-8-16	県中
県中	公立岩瀬病院	須賀川市北町 20	県中
県南	白河厚生総合病院	白河市豊地上弥次郎 2-1	県南
会津 南会津	公立大学法人福島県立医科大学会津医療 センター附属病院	会津若松市河東町谷沢字前田 21-2	会津
会津 南会津	竹田総合病院	会津若松市山鹿町 3-27	会津
会津 南会津	会津中央病院	会津若松市鶴賀町 1-1	会津
相双 いわき	南相馬市立総合病院	南相馬市原町区高見町二丁目 54 番地の 6	相双
相双 いわき	いわき市医療センター	いわき市内郷御厩町久世原 16	相双
相双 いわき	福島労災病院	いわき市内郷綴町沼尻 3	相双
相双 いわき	呉羽総合病院	いわき市錦町落合 1-1	相双

(注)カバーする地区とは、その地区内で針刺し事故が発生した場合、上記病院に対象者を(なるべく早く)受診させることで、最も早く事故後の対応ができると想定される範囲の地区をいう。

